

# 肝炎治療費助成のしおり

## 制度

秋田県

### 1 はじめに

秋田県では、B型及びC型肝炎患者の早期治療を促進し、将来の肝硬変・肝がんの予防、肝炎の感染拡大防止及び県民の健康の保持、増進を図ることを目的として、抗ウイルス治療に係る医療費を助成しています。

助成を受けるためには、知事に申請していただき、専門家による審査※を経て、給付対象患者として認定される必要があります。(※審査は、毎月第4月曜日に実施しています。)

認定された患者さんには、受給者証が交付されます。医療機関に治療費を支払う際にこの受給者証を提示することで、所定の助成が受けられます。

### 2 対象者

次の項目をすべて満たす方が対象となります。

- 1 ・B・C型肝炎ウイルスによる慢性肝炎
  - ・B・C型肝炎ウイルスによる代償性肝硬変
  - ・B・C型肝炎ウイルスによる非代償性肝硬変
- の方で、認定基準を満たす方 ※

※ 認定基準に合致するかどうかは、医学的判断を伴うので、主治医にお問い合わせください。

- 2 住民票の住所地が秋田県内にある方
- 3 国民健康保険等の医療保険に加入している方

### 3 助成額

患者さんの世帯全員の所得に応じて、助成対象となる治療にかかる月額自己負担限度額が決定されます。この自己負担限度額を超える保険診療自己負担分について助成します。患者さんの世帯全員の所得と月額の自己負担限度額は、次のとおりとなります。

階層区分	世帯全員の市町村民税(所得割)課税年額	自己負担限度額(月額)
甲	235,000円以上の場合	20,000円
乙	235,000円未満の場合	10,000円

### 4 有効期間

#### ・ インターフェロン治療

受給者証の有効期間は原則として申請した日の属する月の初日から1年以内で、治療予定期間に即した期間です。

一定の条件を満たす場合は、6か月の有効期間の延長が認められます。

#### ・ 核酸アナログ製剤治療

受給者証の有効期間は原則として申請した日の属する月の初日から次の9月末までです。

一定の条件を満たす場合は、受給者証の更新が認められます。

#### ・ インターフェロンフリー治療

受給者証の有効期間は原則として申請した日の属する月の初日から3か月～7か月以内で、治療予定期間に即した期間です。

いずれも、詳細を受給者証交付時に御案内いたします。

## 受付・相談窓口

受付は、事前に電話してください

### 1 窓口 最寄りの保健所(秋田市は秋田県庁保健・疾病対策課)

名称	電話	名称	電話
大館保健所 (北秋田地域振興局大館福祉環境部)	0186-52-3955	大仙保健所 (仙北地域振興局福祉環境部)	0187-63-3403
北秋田保健所 (北秋田地域振興局鷹巣阿仁福祉環境部)	0186-62-1165	横手保健所 (平鹿地域振興局福祉環境部)	0182-32-4005
能代保健所 (山本地域振興局福祉環境部)	0185-52-4331	湯沢保健所 (雄勝地域振興局福祉環境部)	0183-73-6155
秋田中央保健所 (秋田地域振興局福祉環境部)	018-855-5170	秋田県庁 (保健・疾病対策課)	018-860-1424
由利本荘保健所 (由利地域振興局福祉環境部)	0184-22-4120		

### 2 時間 平日 午前8時30分～午後5時15分(土日祝日除く。)

## 提出書類 (各1部)

### 1 申請書(要押印)

- ・申請書様式は保健所(秋田市保健所除く。)・秋田県庁保健・疾病対策課にあります。
- ・押印する部分がありますので、印鑑をお持ちください。

### 2 診断書

- ・診断書様式は医療機関及び保健所(秋田市保健所除く。)・秋田県庁保健・疾病対策課にあります。
- ・受診医療機関において記載していただいたもの(発行後3か月以内)を提出してください。

### 3 意見書(必要な場合)

- ・インターフェロンフリー再治療において、必要な場合は受診医療機関から交付されます。

### 4 健康保険証の写し

- ・申請者の氏名が記載された健康保険証のコピー(窓口で原本を提示ください。)

### 5 住民票謄本

- ・世帯全員の名前が記載されている住民票(発行後3か月以内のもの。個人番号の記載のないもの。)

### 6 課税額確認書類

世帯全員(注①)の市町村民税(所得割)課税年額を証明する次のいずれかの書類を提出してください。

申請時において発行されている最新のもの:所得のない方の分(注②)も必要です。

- ・市町村民税課税証明書または非課税証明書
- ・市町村民税普通徴収税額通知書または特別徴収税額通知書

注:①世帯全員の課税年額(所得割)の合計が235,000円を超える場合、それ以上の額の課税年額を証明する書類の提出は不要です。(それ以上は助成額(自己負担限度額)に変化がないため。)

②被扶養者となっている学生で非課税の方については、申請時に口頭で申告してください。